

平成18年度

戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業費補助金の募集について

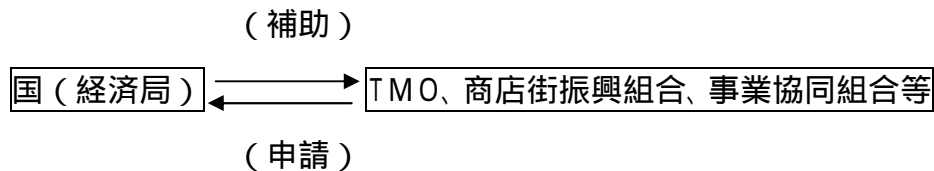
【中小企業等事業枠】

本補助制度は、中心市街地の活性化のため、まちなか居住の推進や来街者の増加など、まちづくりと一体となった地域の取り組みに対し、重点的に支援するものです。

今回、本制度の対象となる事業を実施する事業者を下記の要領で募集いたします。

なお、本事業の実施は、平成18年度当初予算の国会での成立が前提となりますのでご了承ください。

1. 補助スキーム



〔補助率〕 国 2 / 3 事業者 1 / 3

〔補助額〕 上限: 10億円

下限: 2,000万円(事業費で3,000万円以上)

ソフト事業については下限: 200万円(事業費で300万円以上)

〔補助対象事業者〕 TMO、商店街振興組合、事業協同組合等

〔募集〕 市町村経路による要望調査により募集

2. 補助の内容

補助対象となる事業については、次のような 施設整備事業又は 活性化支援事業を、包括又は単独で実施し、中心市街地活性化効果が期待される事業とします。

なお、今回の募集は、平成18年4月から6月末までの間に事業が着手されるものを対象とします。7月以降に着手される事業については次回の募集となります。

(1) 施設整備事業(ハード事業)

中小小売商業高度化事業計画及び中小小売商業高度化事業計画に準ずる計画に基づき、テナントミックス店舗や教養文化施設、アーケード等の一般公衆利便施設を整備する事業

〔補助対象経費〕

施設の建設又は取得に要する経費(施設の敷地となる土地の取得・使用・造成・補償に要する経費は除く。)

(2) 活性化支援事業(ソフト事業)

中小小売商業高度化事業構想に基づく事業であって(以下の を除く)、以下のいずれかに合致する事業を対象とする。

商店街等活性化支援

組合等又は特定非営利活動法人が行う、コンセンサス形成事業、福祉・コミュニティビジネス事業、情報提供事業、共通駐車券システム事業等の実施により、商店街等の活性化を図る事業

空き店舗活用支援

組合等、特定非営利活動法人又は社会福祉法人が商店街等の空き店舗等を活用して行う、チャレンジショップ事業等を実施する事業や、保育サービス施設や高齢者の交流施設等のコミュニティ施設を設置・運営する事業

人材育成・経営革新支援

組合等、特定非営利活動法人が講習、実習等を通じて行う、まちづくりを担う商店街の後継者や新規創業予定者等に対する人材育成、又は、中心市街地の活性化に資する既存店舗の経営革新の促進等を目的とする事業

外部人材活用等推進体制支援

認定構想推進事業者が行う、商業や中心市街地活性化に関する専門的知識を有し、中心市街地活性化事業を一体的に管理・運営できる外部人材を活用する等の事業

【補助対象経費】

委員会開催に係る経費

委員等謝金、委員等旅費、職員旅費、会議費、会場借料、資料作成費、通信運搬費、原稿料、印刷費、消耗品費、雑役務費

事業推進にかかる経費

通信運搬費、原稿料、印刷費、消耗品費、無体財産購入費、プロバイダ契約料、回線使用料、通信運搬費、広報費、備品費、機器等賃借料、消耗品費、雑役務費、専門家等謝金、専門家等旅費、委託費、上記に掲げるもののほか活性化支援事業遂行上必要と認められる経費、店舗等賃借料(空き店舗を賃借して事業を行う場合に限る。以下同じ。)、内装・設備・施工工事費、光熱水費

3. 補助採択にあたっての審査

採択にあたっては、以下の審査基準により審査いたします。

地域基準

当該補助申請事業を実施しようとする地域における、地域経済圏の産業、人口、交通等の動向、まちづくりプラン、都市計画等との整合性、中心市街地全般の総合的・長期的マネジメント、個別商業施設等の適切な整備・運営手法、といった観点から、当該地域経済圏に活性化のポテンシャルがあるかについて審査します。

事業基準

当該補助申請事業が、中心市街地の抱える課題への対応策になっているか、TMOが商業マネジメントの観点からターゲットやコンセプトを明確化し、商業集積全体を統一的に運営するものとなっているかといった点について審査します。

4. 応募方法

市町村を経由した募集を行いますので、希望される事業者はこれに応募してください。
募集期間内に申請のあったものについて、書面審査、ヒアリングの後、外部有識者等
からなる審査委員会を経て、採否が決定されます。
決定時期は、平成18年3月末頃になる見込みです。
その後、交付申請、交付決定、事業実施、補助金の交付という流れとなります。

5. 募集期間

平成18年2月13日(月)～平成18年3月8日(水)

この期間内にそれぞれの市町村の商業関係担当課を経由した上で、各担当経済局
へ補助要望書を提出してください。

なお、一般民間事業者を対象とした戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費
補助金(補助率1/2)は一般公募となり、公募申請書は各経済産業局へ直接提出と
なります。

また、別途募集する「少子高齢化等対応中小商業活性化施設整備費補助金」及
び「少子高齢化等対応中小商業活性化支援事業費補助金」との併願はできません。

6. 問い合わせ先

事業内容や募集については、以下の各経済産業局商業振興室等及び中小企業庁商
業課までお問い合わせください。

経済産業省部局	課室名	電話番号
中小企業庁	商業課	03-3501-1929
北海道経済局	産業部商業振興室	011-738-3236
東北経済局	産業部商業・流通サービス産業課	022-263-1194
関東経済局	産業部商業振興室	048-600-0316
中部経済局	産業部商業振興室	052-951-0597
近畿経済局	産業部流通・サービス産業課	06-6966-6025
中国経済局	産業部流通・サービス・商業室	082-224-5653
四国経済局	産業部商業振興室	087-863-3518
九州経済局	産業部商業振興室	092-482-5456
内閣府沖縄総合事務局	経済産業部中小企業課	098-862-1452